

回 答 書

令和 6 年 11 月 5 日締め切り、次期ごみ処理施設整備運営事業の「実施方針に関する質問・意見の受付」に関し、下記のとおり回答します。
 なお、質問No.3 の回答については現在確認中のため、回答欄に記載のとおり後日回答させていただきます。

記

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	4	第2章	1	(4)	事業予定地	敷地が2市に渡っておりますが、建築基準法第91条より、過半が属する地域の規制を適用することが原則となると考えます。敷地の大半は阪南市に属し、工事範囲は全て阪南市内と考えますが、施設の建設にあたりどちらの市の基準・規定・条例等が原則、適用されることとなるかご教示ください。また、原則から外れる事項については、要求水準書にてお示しいただけますようお願い致します。	規制等の内容が共通の場合には泉南市・阪南市の基準・規定・条例等を適用してください。規制等の内容に相違がある場合には、阪南市の基準・規定・条例等を適用してください。原則から外れる事項については、要求水準書に記載します。
2	4	第2章	1	(4)	事業予定地	敷地は泉南市・阪南市の2市に渡っておりますが、本敷地の上水道、下水道はどちらの市のものとなるかご教示ください。	上水道及び下水道は、泉南市となります。
3	4	第2章	1	(4)	事業予定地	本施設は航路標識法第27条の「航路標識の障害となる建築物等」に該当する可能性はありますでしょうか。場合によっては大規模な信号鉄塔などの増設等が別途必要となる可能性があるため、海上保安庁へ問合せ頂き、結果をお示しいただけないでしょうか。	現在確認中です。 入札公告時又は確認が取れ次第回答します。
4	4	第2章	1	(4)	事業予定地	本施設の敷地は、敷地外の周辺道路も含めて海岸保全区域外と考えてよろしいでしょうか。 大阪府の海岸保全基本計画より、付近の海岸保全区域は国交省河川局の所管と考えますが、海岸保全区域内の場合、掘削や構造物の設置等に制限があるため河川局もしくは港湾局にご確認の上、制限がある場合、結果をお示しいただけないでしょうか。	大阪港湾局（泉州港湾・海岸部）へ確認したところ、組合との敷地境界までが海岸保全区域となり、防潮堤敷も含まれます。 海岸保全区域（敷地境界付近含む）における掘削や構造物の設置等については、防潮壁（防潮堤敷を含む）の強度や安全管理等も懸念されますので別途協議が必要です。
5	7	第2章	1	(6)才 (a)⑧	設計・施工業務	「建設事業者は、汚染土壌があることに留意し、～対策を行う。」とありますが、具体的な土壌汚染対策工事を計画するため、入札前に関係する諸官庁と打合せを行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。 また可能な場合、既調査資料を使用することは可能でしょうか。	関係諸官庁との事前協議は可とします。 既調査資料の使用についても、基本的には可としますが、事前に具体的な使用内容を組合に示してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	7	第2章	1	(6)オ (b)②	運營業務	運營業業者が代行して料金徴収した処理手数料の取扱いについて、回収後貴組合へ手渡しか、または金融機関での振込か、どちらを想定されているかご教示ください。また、釣り銭の用意は、貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、本組合への手渡しを想定していますが、金融機関への振込については条例改正が必要となるため、今後検討します。釣り銭は運營業業者が用意してください。
7	7	第2章	1	(6)オ (b)③	運營業務	「買電に係る契約の契約者は運營業業者、売電に係る契約の契約者は本組合とする。」とありますが、売電に必要なアンシラリー料金は、試運転時および施設運営時ともに貴組合にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	試運転時及び施設運営時ともに、事業者の負担とします。
8	7	第2章	1	(6)オ (b)③	運營業務	「余剰電力に係る収入については、本組合の収入とする。」とありますが、運營業業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合や、計画売電量を達成できなかった場合のインセンティブとペナルティの有無をご教示ください。インセンティブ・ペナルティがある場合は、各々の適用条件をご教示ください。	インセンティブ・ペナルティの有無、条件は入札公告時に示します。
9	8	第2章	1	(6)オ (b)④	運營業務	焼却灰からの回収物について、フェニックスの受入れ基準に適さない、大きな金網や針金等が回収された場合、運營業業者の責に依らないものは、搬入された処理困難物と同様、貴組合が指定する引き取り業者へ渡すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	8	第2章	1	(6)オ (b)⑤	運營業務	「運營業業者は、本施設に搬入された粗大ごみから選別された資源化物（金属類、スプリング、自転車、小型家電）を適正に貯留・保管した後、本組合が指定する事業者へ引き渡す。その際、運營業業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。」とありますが、貯留・保管前の資源化物（金属類、スプリング、自転車、小型家電）の解体作業は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とします。
11	8	第2章	1	(6)オ (b)⑥	運營業務	「運營業業者は、本施設に搬入された蛍光灯・電球、乾電池、電気製品、金属類、段ボール、古本、古新聞を適正に貯留・保管した後、本組合が指定する事業者へ引き渡す。」とありますが、貯留・保管前に蛍光灯・電球の破碎や乾電池・電気製品・金属類の分別作業は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲とします。
12	7	第2章	1	(6)オ (b)⑦	運營業務	「本施設に搬入された缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装を適正に貯留・保管した後」とありますが、収集車は不燃物処理資源化施設に直接搬入するため、一般持込者等が意図せず搬入したものを対象としており、発生量はごくわずかであると理解してよろしいでしょうか。また、品目ごとの搬入量をご教示いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。発生量の目安としましては、既存清掃工場を例に、繁忙期を除き通常各品種ごと軽清掃軽ダンプ車両、1車/日程度の量で収まる範囲となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	8	第2章	1	(6)オ (b)⑦	運營業務	「運営事業者は、本施設に搬入された缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装を適正に貯留・保管した後、不燃物処理資源化施設へ運搬し、本組合に引き渡す。」とありますが、運搬車両を検討するため、不燃物処理資源化施設への運搬荷姿および運搬車両のご想定について、ご教示ください。	No.12同様、不燃物処理資源化施設の各品種ごとの貯留ヤードにダンプ機能を用い積み下ろすイメージとなります。
14	8	第2章	1	(6)オ (b)⑦	運營業務	「運営事業者は、本施設に搬入された缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装を適正に貯留・保管した後、不燃物処理資源化施設へ運搬し、本組合に引き渡す。」とありますが、事業者の所掌は運搬までであり、不燃物処理資源化施設における荷下ろし作業は貴組合が実施されると考えてよろしいでしょうか。	No.12同様、不燃物処理資源化施設の各品種ごとの貯留ヤードにダンプ機能を用い積み下ろすイメージとなりますので、積み下ろしは事業者でお願いします。 なお、積み下ろし後の貯留ヤードの整理は組合所掌とお考え下さい。
15	8	第2章	1	(6)オ (b)⑩	運營業務	「運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行う。」とありますが、運営事業者の対応範囲は、運営事業者の業務に直接関係する意見および苦情に限定されると考えてよろしいでしょうか。	限定はされません。運営事業者に対し、運営事業者の業務に直接関係しない意見や苦情があった場合においては、運営事業者は適切に一次対応を行い、本組合に報告のうえで、本組合の対応に協力してください。
16	9	第2章	1	(6)キ (a)①	本事業の建設費	「なお、土壌汚染対策法に基づく土壌調査費用は建設費に含むものとし、汚染土壌の対策費は、別途精算を行う。」とありますが、入札時には土壌調査費用のみを見込み、汚染土壌対策費は見込まず実績量に応じて精算いただくのでしょうか。 あるいは、土壌調査費用を見込み、かつ既調査の結果に基づき想定される汚染土壌対策費を見込んで入札し、対策費については施工後に数量差等により精算するのでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく調査費、対策工事費及び第二溶出基準に適合する汚染土壌の搬出・処分費は、建設費に含んでください。（第二溶出基準に適合しない汚染土壌の搬出・処分費は、本組合が精算） なお、搬出・処分費等についての予定数量と実績数量の乖離分の精算方法は、設計協議で協議することとします。
17	13	第3章	2	(2)ク	入札提案書類の受付	「本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和7年2月中旬に受け付ける。」とありますが、6頁に記載の通り令和7年5月上旬の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。入札提案書類は、令和7年5月上旬に受け付けます。
18	15	第3章	3	(2)ア (e)	本施設の建築物の設計・施工を行うものの要件	本施設の建築物の設計・施工を行う者が共同企業体（土木建築JV）を組成し、主たる業務を担う1者として(a)から(e)の要件を全て満たす場合、土木建築JVの代表企業が全ての要件を満たせばよろしいでしょうか。	土木建築JVの代表者（主たる業務を担う1者）が(a)から(e)の要件を満たすことで、本要件を満たしています。
19	15	第3章	3	(2)イ (b)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証とは、『清掃施設監理技術者』と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20	17	第3章	3	(4)イ	参加資格の確認	構成企業が参加資格を欠いた場合、その他の構成企業のみで引き続き参加資格を満足していれば、必ずしも構成企業を補充しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	その他の構成企業のみで参加資格を満足しているとともに、その他の構成企業が参加資格を欠いた構成企業の役割を担うことができると本組合が認めた場合には、構成企業を補充しないことも認めます。
21	17	第3章	3	(4)ウ、エ	参加資格の確認	入札日の翌日から落札者決定日まで、および落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の議決日までの間についても、イと同様の条件のもと構成企業の変更をお認め頂けないでしょうか。	入札参加資格要件を欠いた理由等も踏まえたうえで、変更を認めるかどうかは本組合が判断します。
22	17	第3章	3	(6)イ	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の本店所在地は、設立から本施設の竣工までの間も泉南清掃工場内としてよろしいでしょうか。	運営事業者の設立時から、本店所在地を泉南清掃工場内とすることを可とします。
23	20	第5章	2		施設の規模及び概要	破碎設備の処理方式については、本施設に現在搬入されるごみの種類に応じて、適切な破碎設備・フローを事業者にて選定し提案させていただけないでしょうか。	記載のとおり、二軸低速回転式破碎機とします。
24	27	別紙2			リスク分担表 不可抗力リスク	注3に記載の内容から、建設工事においては不可抗力による費用の増大について事業者の責に帰すべき事由がなければ費用負担はないと理解してよろしいでしょうか。また運営業務においても不可抗力による費用の増大について事業者の責に帰すべき事由がなければ年度運営業務委託料の1/100の負担を免除いただけないでしょうか。	不可抗力による費用負担は、公共工事標準請負契約約款と同様に、事業者の責に帰すべき事由か否かによらず、請負代金額の100分の1までは事業者の負担とします。運営業務においても、免除はしません。
25	28	別紙2			リスク分担表 工事費増大リスク	貴組合の提示条件の不備の解釈の中に地中障害も含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。	本組合が提示した内容と現場の状況が異なる場合にはお見込みのとおりです。ただし、地質調査等の必要な追加調査は、建設事業者の業務範囲ですので、調査不足による場合のリスク負担者は事業者となります。
26	28	別紙2			リスク分担表 着工遅延リスク	貴組合の提示条件の不備の解釈の中に地中障害も含まれているとの解釈でよろしいでしょうか。	No. 25の回答を参照してください。

(以下、余白)